



大崎商工会員総数 858名
(定款・特別会員を含む)
(令和4年10月10日現在)
組織率 68.3%

第96号

令和4年10月10日発行

おおさき新風

発行所 大崎市三本木字
しらとり3-7
大崎商工会
TEL0229 (52) 2272
FAX0229 (52) 6847

発行者 手代木 悟

編集 情報・広報委員会

印刷所 (有) 南郷印刷

題字 高橋 秀晃
(鹿島台)

田尻 千手観音まつり



協賛企業

ASAHI 製作所
株式会社エムシェイ
おいしや
カケチ電器商会
コン東日本林宮城工場
佐々木書店
駄菓子屋 さすけ
居酒屋 食道苑
SAKURA
Seed hair
GiGi
シヨンハウス すがわら
海鮮 たくみ
タジリ薬局
チバフオート
ドショップ
福結
米穀肥料 組合
しあしぼ

出店協力

メディアサポートシステム
Teamのだや
千葉商店
"Nagomi OrganicMori Café"
すずかけの里
わらすっこ
佐々木物産
Hippocrops
海鮮山城丸
串カツ酒場 なにわ
大崎ワイナリー
Aim's C
BB クレー
マツキッ
やきいも お
特別協
JA 新みや
株

大崎商工会

本所・三本木支所 〒989-6321 大崎市三本木字しらとり3-7
TEL52-2272 FAX52-6847 E-mail:oosakis1@feel.ocn.ne.jp

鹿島台支所 〒989-4103 大崎市鹿島台平渡字東銭神1
TEL56-2453 FAX56-3053 E-mail:oosakis01@gamma.ocn.ne.jp

松山支所 〒987-1304 大崎市松山千石字松山306-1
TEL55-3442 FAX55-4512 E-mail:oosakim01@gamma.ocn.ne.jp

田尻支所 〒989-4415 大崎市田尻字太子堂107-1
TEL39-0405 FAX38-1230 E-mail:oosakit01@axel.ocn.ne.jp

新着情報は

商工会ホームページへ!

モバイル端末からのアクセスは
こちらのQRコードから!



大崎市中小企業等事業復活支援給付金に関するお知らせ

制度概要

大崎市では、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要減少又は供給の制約により大きな影響を受けた市内の中小企業者等の下支えと低迷する地域経済の活性化を図るため、国の「事業復活支援金」の給付を受けた法人・個人事業者等に、「大崎市中小企業等事業復活支援金」を支給します。

対象となる事業者

下記1～7の全ての要件を満たす法人又は個人事業者が対象です。

1. 【法人】

会社にあつては本店、会社以外の法人にあつては主たる事務所の所在地を市内として、令和3年11月1日以前に登録し、当該所在地において継続して事業を営んでいる法人。

【個人事業者】

次に掲げるいずれかに該当すること

①令和3年11月1日以前に住民基本台帳法に基づく市の住民基本台帳に記録され、交付申請時においても継続して記録のあるもの。

②令和3年11月1日以前に市内に店舗等を所有又は賃借し、当該店舗で継続して事業を営んでいるもの。

2. 国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていること

※国の「事業復活支援金」の交付決定を受けていない方は「大崎市中小企業等事業復活支援給付金」の申請はできません。

3. 大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）でないもの。

4. 全ての市税に未納がないこと

5. 復活支援給付金の申請をする日以後も事業を継続する意思があるもの

6. 他市町村における同様の制度に基づく給付金等の給付決定を受けていないもの

7. 代表者、役員又は使用人その他の従業員等が、大崎市暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員に該当しないもの

支援金額

1事業所あたり 法人 20万円 個人事業者 10万円

申請書類

申請書類は大崎市ウェブサイトからダウンロードできます。

申請書の記載にあたっては、大崎市ウェブサイト掲載の「申請の手引き」をお読みいただいた上で申請を行って下さい。

申請期間・申請方法

令和4年7月20日（水）から令和4年10月31日（月）まで（当日消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則として郵送での申請にご協力下さい。

あて先・問い合わせ先

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市役所 産業経済部 産業商工課 事業復活支援給付金担当 宛

TEL：0229-23-7091 FAX：0229-23-7578（平日8：30～17：15）

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

Be a Great Small.
中小機構

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です
小規模企業共済

小規模共済 検索 TEL 050-5541-7171（共済相談室）

BCP（事業継続計画）・事業継続力強化計画は会社が緊急事態を生き抜くための計画です！

事業継続力強化計画認定制度の概要

1. 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
2. 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加算などの支援策を活用可能。

認定対象事業者

防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

1. 継続力強化に取り組む目的の明確化。
2. ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
3. 発生時の初動対応手順（安否確認、被害の確認、発信手順等）策定。
4. ヒト・モノ・カネ、情報を災害から守る為の具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
5. 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
6. 訓練実施、計画見直し等、取組の実効性を確保する取組。
7. （連携をして取り組む場合）連携の体制と取組、取組に向けた関係者の合意。



認定を受けた企業に対する支援策

1. 低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
2. 防災・減災設備に対する税制処置
3. 補助金（ものづくり補助金等）の優先採択
4. 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援処置
5. 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表。
6. 認定企業にご活用いただけるロゴマーク（会社案内や名刺で認定のPRが可能）

中小企業防災・減災投資促進税制

「中小企業・小規模事業者強靱化パッケージ」の一環として、防災減災関連の設備投資を加速するため、中小企業防災・減災投資促進税制を創設。

税制の概要

対象者：経済大臣による防災・減災対策に関する計画の認定を受けた者（中小企業等による、法律に基づく防災・減災に対する計画認定を想定。）

支援処置：特別償却20%（令和5年4月1日以降に取得等をする対象設備は特別償却18%）

対象設備：機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等

器具設備（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等

建物付属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等

想定される投資事例

1. 豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
2. 災害時もサーバーが最低限稼働できるよう、制震ラック、非常用発電機を導入

災害は突然に襲い掛かります。事前に対策をしっかり考え災害に備えましょう！

職業安定法改正（令和4年10月1日施行）

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報 ④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等を行う事業者も職業安定法の「募集情報等提供事業者」になりました。

～事業所を訪ねて～

二輪車専門店 有限会社オオバ (三本木)

大崎市三本木と古川を中心に「安全安心のサイクルライフ」を提案する二輪車専門店です。

プロのロードスポーツ車からファミリー車まで、新車・中古車を幅広く取扱い、高度なメンテナンスも対応いたしております。

CYCLE NETWORK
CNC

サイクルネットワーク

0120-246-008

【HP】 <http://www.cycle-network.com/maintenance/>
右記QRコードからお入りください。



【古川中央店】大崎市古川北町1丁目1-15-1F
TEL:0229-24-5711 FAX:0229-25-3663



【三本木店】大崎市三本木字北町53
TEL:0229-52-2411 FAX:0229-52-5305

商工会青年部全国統一事業「絆」感謝運動を実施しました

本事業は、東日本大震災をはじめ各地で発生する災害時の復興支援活動等でも改めて確認された青年部及び地域における「絆」について再認識・感謝するとともに、今後もその結びつきを強化することを目的に毎年実施しています。

本年度は、三本木地域内のごみ拾い及び三本木パークゴルフ場に隣接するふわふわドーム周辺の除草作業を青年部員8名で実施しました。

「青年部と地域との絆」を再認識・感謝することで今後、より一層の関係性を深める機会となりました。



新規加入女性部員を随時募集！一緒に活動してみませんか

女性部では部員間の親睦・交流を図る目的で視察研修を毎年実施しています。令和3年度は11月に田尻地区の国重要文化財指定「木造千手観音坐像」を見学し、築250年の古民家桜田屋敷・咲楽亭で名物郷土料理を頂きました。

感染対策を行いながら、この機会に地元の名所などを訪れ楽しく交流ができました。

今年度は1月に劇団四季ミュージカル「リトルマーメイド」鑑賞を予定しております。

ぜひ皆さまの女性部へのご加入お待ちしております。



各種お知らせ

最低賃金のお知らせ

宮城県最低賃金の改正について

宮城県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金は、下記のとおり改正されます。

時間額	効力発生日
883円	令和4年10月1日

問合せ

宮城労働局賃金室（TEL022-299-8841）又は各労働基準監督署

日本政策金融公庫定期相談会のお知らせ

商工会では、日本政策金融公庫の定期相談会を下記の通り開催しております。完全予約制となっておりますので、ご相談希望の方は事前に商工会までご連絡下さい。

【開催日】毎月 第4木曜日

【会場】大崎商工会（三本木本所）

【時間】13:00～16:00 完全予約制

※相談時間を予約により調整いたします。

※相談をご希望の方は定期相談会開催1週間前まで商工会（本所・支所）へご連絡下さい。

仙台育英学園高等学校 全国高校野球選手権大会 優勝おめでとう！

第104回全国高校野球選手権大会において、仙台育英学園高等学校が東北悲願の全国制覇を成し遂げ、深紅の大優勝旗が白河の関を越えました。仙台育英学園高等学校関係者の皆様おめでとうございます。そして感動をありがとうございました。